

広島県公安委員会公告第 120 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イ及び第 99 条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 22 年 9 月 2 日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

1 審査の種類

技能検定員・教習指導員審査（大型二種・中型二種・普通二種・大型・中型・普通）

2 審査の期日

平成 22 年 10 月 5 日

3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号

広島県運転免許センター

4 審査の対象者

法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号又は第 99 条の 3 第 4 項第 2 号の規定に係る者で、自動車安全運転センター安全運転中央研修所において技能検定員課程又は教習指導員課程を修了して 1 年を経過していない者

5 審査の方法

規則第 4 条又は第 12 条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

(1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員又は教習指導員審査申請書	1 通
イ 審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
カ 技能検定員又は教習指導員資格者証を有している者はその写し	1 通

(2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転教育課

(3) 申請書等の提出期限

平成 22 年 9 月 28 日